

第 6 編 災害復旧復興計画

第1章 災害復旧事業の促進

(全庁)

第1節 公共土木施設災害復旧事業計画

1 河川公共土木施設復旧計画

長期にわたる豪雨又は異常集中豪雨等による洪水、氾濫の為に河川護岸の決壊、溢流、或いは堤防の破堤等の被害を受け、付近の住家、耕地、その他に災害を被った場合は、遅滞なく災害を最少限に止めるべく、応急復旧対策を講ずるが、その後の復旧事業については、次のように計画をたてる。

- (1) 災害の程度により緊急の度合に応じて、中央へ緊急査定、或いは本査定を要望する。
- (2) 被害の原因を速やかに調査し、査定の為の調査、測量、設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は本省より事前に、復旧計画に対し現地指導官が派遣されるので、その指示に基づき周到な計画をたてる。

復旧計画に当っては、被災原因を基礎にして、再度災害が起こらないように考慮して改良復旧を加味した護岸堤防の強化、補強、或いは堤防の嵩上げ、河床の浚渫、洗掘防止、堤防背後の強化、断面の拡大、流速抑止の為の諸工法、河状の整正、屈曲の緩和等、あらゆる点について慎重に検討を加え、災害個所の復旧のみに捉われず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事又は助成工事等により、極力改良的復旧が実施出来るよう提案する。

緊急に査定をうけるものの外は、本査定に提案するが、方針は前同様である。

- (4) 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、現年度内に完了するよう、施行の促進を計る。
- (5) 査定に落ちたもので、将来再び出水等の際に弱点となり、被害の因をなすと考えられる处は再調査の上、県単独災として実施するよう計画する。
- (6) 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施行業者の不足や質の低下、資材の払底等の為、工事が円滑に実施出来ない事がしばしばであるから、事前にこれらについて充分検討し、工法にも検討を加えて、努めてあい路を打開するよう計画することが肝要である。

2 海岸公共土木施設復旧計画

3 港湾公共土木施設事業復旧計画

第6編 災害復旧復興計画

4 漁港公共土木施設事業復旧計画

台風あるいは高潮、津波等により海岸堤防や護岸が決壊し、又浸蝕により内陸部の公共施設特に道路、公共建物、又は住家、耕地等に甚大な被害を受けた場合は、災害対策本部の指示のもとに、遅滞なく被害を最少限に止めるよう応急対策を講ずるが、其の後の全面的復旧に当たっては、以下述べる手続や段階を経て復旧計画を立てる。

- (1) 被害者の状況程度に応じて市の方針を定め、主管省へ緊急査定或いは本査定を要望する。
- (2) 被災原因を詳細にし、査定に必要な測量、設計を直ちに実施する。
- (3) 緊急査定の場合、現地指導官の派遣があるときは、その指示に基づき、周到な計画をたてる。
- (4) 復旧計画に当たっては、被災原因を究明し、再び災害を被らないような改良を加えた復旧の方針に基づき、堤防護岸の強化、根固補強、堤防の嵩上げを行い、或いは波留工を設けたり、堤防天端の舗装を施す等、堤防の地盤沈下や、吸い出しを防止する等の諸工法を検討する。又浸蝕に対しては、内陸部の防護の為、擁壁を設け、且つ波浪の分散せしむる為に、擁壁前面に根固ブロックを設ける等、現地の実態に即応じた工法を採択して、検討を加え、被災個所の復旧のみに捉われることなく、前後の一連の関係や状態を考慮して、関連工事や助成工事等により極力改良的復旧が実施出来るよう提案する。
- (5) その他は、同様の方針にて本査定をうける。
- (6) 査定で不採択となった個所等でも、その個所が弱点となり、将来弱い波浪によっても、被災する恐れがあり、被害の原因になると考えられるものについては、再調査の上、県単独災として実施するよう計画する。
- (7) 査定完了後は、緊急度により重点的に、直ちに復旧に当り、極力現年度に多く完了するよう努める。

5 砂防施設事業復旧計画

砂防施設の災害復旧計画も、一般公共土木施設の復旧計画と全く同一にして、主管省の査定を待ち、国庫補助として4か年計画にて復旧する事となる。県単独費による復旧は事例がなく、今後共維持に限定され、原則として公共査定を受ける事となる。

土砂災害後の復旧体系は次表のとおり

災害の種別	法指定	事業の種別	根拠法令
土石流	砂防指定地	・災害関連緊急砂防事業 ・砂防激甚災害対策特別緊急事業 ・砂防設備災害復旧事業	・砂防法 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
	保安林指定地	・災害関連緊急治山事業 ・治山激甚災害対策特別緊急事業 ・林地荒廃防止施設災害復旧事業	・治山治水緊急措置法 ・森林法
急傾斜地崩壊 (崖崩れ)	急傾斜地崩壊危険区域	・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 ・災外関連地方防災がけ崩れ対策事業 ・急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
	保安林指定地	・林地崩壊対策事業	・森林法
地すべり	地すべり防止区域	・地すべり激甚災害対策特別緊急事業 ・災害関連緊急地すべり対策事業 ・地すべり防止施設災害復旧事業	・地すべり等防止法 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金

6 道路公共土木施設事業復旧計画

道路、橋梁等の公共土木施設の災害復旧については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、主管省の査定を受け、その緊急度に応じて、3か年で復旧するよう計画をたてる事になっている。また、市では、1件復旧費の額が13万円以上60万円未満の箇所は単独災害として復旧する。

7 林地荒廃防止施設災害復旧計画

林地荒廃防止施設の災害復旧については、一般公共土木施設の復旧計画と同じで、主管省の査定を受け、その緊急度に応じて被災年度を含めて3か年間で復旧するよう、計画をたてることとする。

第2節 農林水産業施設災害復旧事業計画

災害復旧事業の実施に当たっては、第1節「公共土木施設災害復旧事業計画」に準じて施行するものとする。なお、復旧事業は一般的には市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等によって施行されるので当該災害復旧事業の推進については随時適切な技術職員の配置と指導により早期復旧を期する。

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

第6編 災害復旧復興計画

第3節 住宅災害復旧事業計画

公営住宅の災害復旧については、国民生活の安定のため迅速適切な復旧計画により、公営住宅、共同施設の建設、又はこれらの補修を図るものとする。

(公営住宅法)

第4節 公立文教施設災害復旧事業計画

公立学校施設の災害は児童生徒の生命保護並びに正常な教育実施の観点から査定等を早急に実施し、迅速かつ適切な復旧を促進するものとする。

- 1 再度災害防止のため災害の原因を検討し、できる限り鉄筋コンクリート造り、鉄骨造等による不燃堅牢構造化に努めるとともに、必要がある場合は災害防止施設を整備する。
- 2 災害防止上必要がある場合は設置箇所の移転等についても考慮する。

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)

第5節 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉及び児童福祉施設の性格上緊急復旧を要するので、工事に必要な資金は国、県の補助金及び社会福祉・医療事業団の融資を促進し、早急に復旧を図るものとする。

この場合施設設置箇所の選定にあたっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び耐震、耐火性、不燃堅牢化等に留意する。

- 1 生活保護施設～生活保護法 40 条・41 条
- 2 児童福祉施設～児童福祉法 35 条第2項～同条4項
- 3 身体障害者福祉施設～身体障害者福祉法 27 条2項又は4項
- 4 知的障害者援護施設～知的障害者福祉法 19 条
- 5 婦人保護施設～売春防止法 36 条
- 6 社会福祉施設(他法の適用を受けないもの)

例：福祉センター等～地域福祉センターの設置運営について(H6. 6. 23 社援地 74 号)

第6節 公立医療施設災害復旧事業計画

公立医療施設の災害復旧にあたっては、県民の健康な生活及び公衆衛生の向上、増進に寄与するため迅速適切な復旧計画により早期復旧の促進に努めるものとする。

(医療法、伝染病予防法)

第7節 その他公営企業施設災害復旧事業計画

その他公営企業施設の災害復旧にあたっては、各施設の管理者又は法令の規定により災害復旧の責任を有する者が災害の程度及び緊急の度合等を勘案し、早期復旧の促進に努めるものとする。
(電源開発促進法、工業用水法、特定多目的ダム法)

第8節 公用財産災害復旧事業計画

公用財産施設の災害復旧事業に当っては、行政的、社会的影響の重要性、あるいは災害の程度等を勘案し、早期復旧の促進に努めるものとする。

第9節 上下水道災害復旧事業計画

上水道の災害復旧に当っては、住民の日常生活と密接な関係にあるので飲料水の給水対策とあわせて、早期に復旧を図るものとする。(水道法)

第2章 災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画

(全庁)

第1節 法律等による一部負担又は補助等

災害に対し法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる財政措置は次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3 公営住宅法
- 4 土地区画整理法
- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7 予防接種法
- 8 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 9 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭 37.8.14 建設省都市局長通達）
- 10 生活保護法
- 11 児童福祉法
- 12 障害者自立支援法
- 13 売春防止法
- 14 老人福祉法
- 15 水道法
- 16 下水道法
- 17 災害救助法
- 18 堆積土砂排除事業
- 19 開拓者等の施設整備事業
- 20 簡易水道整備事業
- 21 災害廃棄物処理事業
- 22 廃棄物処理施設災害復旧事業
- 23 火葬場整備事業
- 24 公的医療機関整備事業

第2節 激甚災害に係る財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による措置は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅施設災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (9) 知的障害者援護施設災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 堆積土砂排除事業
 - ア 公共的施設区域内
 - イ 公共的施設区域外
- (13) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

(第3章第1節農林水産業に関する金融の確保、関連)

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業等の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助

3 中小企業に関する特別の助成

(第3章第2節中小企業に関する金融の確保、関連)

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

4 その他の特別財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

第6編 災害復旧復興計画

- (3) 私立学校振興会の業務の特例
- (4) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (5) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (6) 水防資材費の補助の特例
- (7) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (8) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (9) 公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等
- (10) 失業保険法による失業保険金の支給に関する特例

5 激甚災害指定基準（改正 平成 19 年 2 月 27 日）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「法」という。）第 2 条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- (1) 法第 2 章（公共土木施設災害復旧事業に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - ア 当該災害に係る公共土木施設災害復旧事業等（法第 3 条第 1 項 1 号及び 3 号から第 14 号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね 0.5%をこえる災害
 - イ 当該災害に係る公共土木施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね 0.2%相当額をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの。
 - (ア) 都道府県が負担する当該災害に係る公共土木施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の 25%をこえる都道府県が 1 以上あること。
 - (イ) 一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共土木施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の該年度の標準税収入の総額の 5%をこえる都道府県が 1 以上あること。
- (2) 法第 5 条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - ア 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第 5 条第 1 項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.5%をこえる災害
 - イ 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.15%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が、当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の 4%をこえる都道府県又はその査定見込額が概ね 10 億円をこえる都道府県が 1 以上あるもの。

- (3) 法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は法第5条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね1.5%をこえる災害により法第8条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

- ア 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害
- イ 当該災害にかかる漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第8条の措置が適用される災害

- (4) 法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生の日その被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

- ア 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額の概ね0.5%をこえる災害
- イ 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額の概ね0.15%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第2項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね3%をこえる都道府県が1以上あるもの。

- (5) 法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

- ア 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね5%をこえる災害
- イ 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.5%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.0%をこえる都道府県が1以上あるもの。

- (6) 法第12条、第13条及び第15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

第6編 災害復旧復興計画

ア 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計下額。以下同じ。）のおおむね0.2%をこえる災害

イ 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね0.06%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が1,400億円を超える都道府県が1以上あるもの。

ただし、火災の場合は法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

- (7) 法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、法第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第19条（市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例）の措置は法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

- (8) 法第22条（罹災者公営住宅建設業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

ア 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね4,000戸以上である災害

イ 次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じて特例的措置を講ずるものがあるものとする。

(ア) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域で概ね2,000戸以上であり、かつ、

1市町村の区域内で200戸以上または、その区域内の住宅戸数の1割以上である災害。

(イ) 該当災害による住宅の滅失戸数が被災地全域で概ね1,200戸以上であり、かつ1市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上である災害。

- (9) 法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等）の措置は公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第2章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第5条の措置が適用される災害について適用する。

- (9) 上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

6 局地激甚災害指定基準（改正 平成23年1月13日）

激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、(1) に掲げる市町村における (1) に掲げる災害については、法第 3 条第 1 項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第 4 条第 5 項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第 2 章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第 24 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の措置、(2) に掲げる市町村の区域における (2) に掲げる災害については、法第 5 条、第 6 条及び第 24 条第 2 項から第 4 項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第 6 条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））(3) に掲げる市町村の区域における (3) に掲げる災害については、法第 11 条の 2 の措置、(4) に掲げる市町村の区域における (4) に掲げる災害については、法第 12 条、第 13 条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

(1) 次のいずれかに該当する災害

ア 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 14 号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の 50%をこえる市町村（当該査定事業費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。

イ ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額から見て①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）。

(2) 次のいずれかに該当する災害

ア 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第 5 条第 1 項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の 10%をこえる市町村（当該経費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の 10%を超える市町村（当該漁船等の被害額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）。

イ ①の農地等災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（(3)又は(4)に掲げる災害に該当するものに限る。）。

(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木にかかるものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 1.5 倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復

第6編 災害復旧復興計画

旧面積がおおむね 300ha を超える市町村、その他の災害にあってはその災害に係る要復旧面積が当該市町村の私有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね 25%を超える市町村が 1 以上ある災害。

- （４） 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の 10%をこえる市町村（当該被害額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額が概ね 5,000 万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和 43 年 1 月 1 日以後に発生した災害について適用する。

第3節 市の資金計画

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切効果的な資金の融通調達を行うための調査融通調達等を講ずる。

1 市の資金計画

- （１） 地方債（地方自治法、地方財政法）

ア 歳入欠陥債、災害対策債（災害対策基本法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

イ 災害復旧事業債

（ア） 補助災害復旧事業債

 a 現年発生補助災害復旧事業債

 b 過年発生補助災害復旧事業債

（イ） 単独災害復旧事業債

 a 現年発生単独災害復旧事業債

 b 過年発生単独災害復旧事業債

 c 小災害復旧事業債

（ウ） 公営企業等災害復旧事業債

- （２） 交付税（地方交付税法）

ア 普通交付税

イ 特別交付税

- （３） 一時借入金

 災害応急融資

2 県、市の資金計画に対する福岡財務支局の措置

- （１） 必要資金の調査

- （２） 財政融資資金地方資金の貸付

第3章 金融その他の資金対策

（農林課、農林緑推進課、ふるさと資源推進課、福祉課）

第1節 農林水産業に関する金融の確保

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、災害復旧及び災害による経営資金等の融通を行うものとし、必要に応じてはこれらの資金のつなぎ資金の措置を講ずることにより、民生の安定を図るものとする。

1 天災資金の貸付（天災融資法）

天災により被害を受けた農林漁業者等に対し、天災融資法に基づきその経営に必要な資金等の貸付けを行う。

注） この資金の「つなぎ資金」の融通措置を講じたときは、その都度別に示すところによるものとする。

なお、天災資金の貸付対象となる経営資金は、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、（購入価格が12万円以下のもの。）家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、漁網綱、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃料油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（総トン数5トン未満の漁船）の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金として政令で定める期間内に貸付ける資金であり、事業資金は被害組合の所有又は管理する施設、在庫品等につき著しい被害を受けたために必要となった事業運営資金である。（貸付条件）

資金区分	融資機関	利率（年）	償還期間	貸付限度額
天災融資法による経営資金	農業、森林、漁業の各組合及び同連合会、その他の金融機関	○ 一般被害者損失額 10/100 以上 6.5%以内 損失額 30/100 以上 5.5%以内 ○ 開拓者 5.5%以内 ○ 特別被害地域内の特別被害者 3.0%以内	3～6年以内 （激甚災害の場合、4～7年以内）	○ 一般農林漁業者 一般の場合 200万円以内 激甚災害の場合 250万円以内 ○ 政令資金（果樹、畜産、養殖漁船） 一般の場合 500万円以内 激甚災害の場合 600万円以内 ○ 漁具資金 5,000万円以内 ○ 法人 2,500万円以内
事業資金		○ 被害組合 6.5%以内	3年以内	○ 被害組合 一般の場合 2,500万円 （連合会 5,000万円） 激甚災害の場合 5,000万円 （連合会 7,500万円）

第6編 災害復旧復興計画

2 農林漁業資金の貸付（農林漁業金融公庫法）（利率は平成 20 年 3 月 19 日現在）

災害により被害を受けた農林漁業関係の施設の復旧又は、災害によって被害を受けた農漁業者が農漁業経営を維持できない状態に立ち至った場合に、経営の再建、収入減補てんに必要な資金であって、その対象となる資金の種類のうち主なものは次のとおりである。

（1）農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設の災害復旧資金）（国庫資金）

ア 貸付対象事業

災害により被害をうけた農業、林業、水産施設の復旧、補修に要する資金を貸付の対象とする。

イ 貸付の相手方

農協（主務大臣指定施設の場合は転貸の場合に限る。）、農業者、森林組合、森連（林業者に転貸の場合に限る）、林業者、漁協、漁業者等

ウ 貸付限度

（ア）共同利用施設 融資対象事業費×0.8 に相当する額

（イ）主務大臣指定施設 1 施設当り、300 万円（特認 600 万円）、（ただし、漁船は 1,000 万円）又は融資対象事業費×0.8 のいずれか低い額

エ 貸付条件等

利率年 1.30%～1.70%

償還期限 ・共同利用施設 20 年以内（うち据置期間 3 年以内）

・主務大臣指定施設 15 年以内（うち据置期間 3 年以内）ただし、果樹の栽培 25 年以内（うち据置期間 10 年以内）

貸付額の下限 10 万円

オ 借入申込手続き

借入申込者は、借入申込書に市長の災害証明書を添えて借入申込者の所属する組合に申し込む。

申込書を受理した組合は、公庫の受託金融機関のそれぞれの区分に従い受託金融機関に提出する。

公庫より貸付決定通知書の交付後、受託金融機関から申込組合を通じて借入金の交付を受ける。

（2）農林漁業セーフティーネット資金

ア 貸付けの相手方

農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半を占める者等）

イ 貸付対象事業

災害により被害を受けた農林漁業経営の債権に必要な資金を貸し付けの対象とする。

ウ 貸付方法

該当者は経営安定計画書を作成し、被害についての市の証明を添付して公庫又は公庫の受託金融機関となっている銀行等のいずれかに提出する。

エ 貸付条件

- (ア) 貸付利率 年 1.25%
 (イ) 貸付限度額 200万円
 (ウ) 償還期限 10年以内（うち据置期間3年以内）

オ 借入申込手続き

〈提出書類〉

借入申込書1通、経営改善計画1通、同添付書類

3 その他の災害資金

以上のほか、農地、漁船等の災害に対するものとして次表のものがある。

(1) 農林漁業金融公庫資金

(平成20年3月19日現在)

資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業基盤整備資金	1.60%～ 1.75%	25年以内	うち10年以内	農業者1人当たり要負担額
林業基盤整備資金 (樹苗養成等)	1.20%～ 1.75%	15年以内	うち5年以内	同上
林道	1.20%～ 1.80%	20年以内	うち3年以内	同上
林業経営安定資金 (林業経営維持資金)	1.20%～ 1.80%	20年以内		個人200万円 法人800万円
漁船(災害)資金	1.30%～ 1.55%	12年以内	うち2年以内	1隻当たり4億5千万円 (まき網漁業8億5千万円)か事業費の80%のいずれか低い額
漁業基盤整備資金	1.30%～ 1.70%	20年以内	うち3年以内	事業費の80%
農林漁業セーフティ ーネット資金	1.30%～ 1.70%	10年以内	うち3年以内	200万円 (特認年間経営費の12分の3以内)

(2) 農協系統資金

資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業近代化資金	1.25%～ 1.55%	15年以内	7年以内	個人(認定農業者) 1,800万円以内 法人(認定農業者) 3,600万円以内

4 長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金(平成20年3月19日現在)

第6編 災害復旧復興計画

県単独の制度資金である本資金制度でも災害により被害をうけた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるため、下表に記する条件で融資を行うこととし、対象災害については知事が定める。

資金の種類	貸付限度額		貸付条件		
	個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間
農業者が災害により被害をうけた農業施設を復旧するために緊急に必要な資金	500 万円	1,500 万円	年 1.60%	10 年以内	2 年以内
漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害を被り、これらを復旧するのに必要な資金	1,000 万円	2,000 万円	年 1.60%	10 年以内	2 年以内

第2節 中小企業に関する金融の確保

1 方針

災害発生の場合は政府系金融機関並びに市中金融機関の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧資金の融資を行うとともに、既借入金の償還期間の延長等、負担軽減を図る。

2 政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付

政府系中小企業関係金融機関として、それぞれ復旧融資が行われる。また「激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律」による指定が行われた場合には、災害復旧貸付の金利を閣議決定により引き下げる措置を講じる。

(1) 中小企業金融公庫

金 利 基準金利（平成 19 年 3 月 13 日現在 2.55%）

融資限度額 1 億 5 千万円（別枠）

貸付期間 設備資金・運転資金とも 10 年以内（据置 2 年以内）

担保特例（平成 12 年 12 月 25 日より実施）

直接貸付において 1 億 2 千万円を限度として貸付額の 75%について担保徴求を免除

(2) 国民生活金融公庫

金 利 基準金利（平成 19 年 3 月 13 日現在 2.60%）

融資限度額 3 千万円（別枠）

貸付期間 設備資金・運転資金とも 10 年以内（据置 2 年以内）

担保特例（平成 12 年 12 月 25 日より実施）

信用保証協会の無担保保証等の保証を含め、弾力的に取り扱う。

(3) 商工組合中央金庫

金 利 所定利率

融資限度額 必要に応じ一般枠を超える額（別枠）

	組合 200 億円、組合員 20 億円
貸付期間	設備資金 20 年以内（据置 3 年以内） 運転資金 10 年以内（据置 3 年以内）
担保特例（平成 12 年 12 月 25 日より実施）	直接貸付において 8 千万円を限度として貸付額の 50%について担保徴求を 免除（激甚災害の場合は 75%、激甚災害等で特に被害の著しいものは貸付 額の 75%又は 3 千万円のいずれか多い金額）

3 信用保証

中小企業の信用力の不足を補い、金融円滑化のため、中小企業者が金融機関から資金借入を行う際、信用保証協会が保証を行っているが、激甚災害について指定された地域内に事業所があつて、市町村長の証明がある被災中小企業者に対しては、別枠の保証制度が適用される。

- | | | |
|----------|-------------------|------------------|
| (1) 保証限度 | 個人、法人 | 2 億 8,000 万円 |
| | 協同組合 | 4 億 8,000 万円 |
| (2) 保証期間 | 取扱金融機関の定めるところによる。 | |
| (3) 保証料 | 一般保証料率 | 年 0.5%～2.2% |
| | 特別保証料率 | 災害発生の都度、別途定められる。 |

4 小規模企業者等設備導入資金の償還延期等

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく指定が行われたときは、指定地域の被災中小企業者に対し小規模企業者等設備導入資金の償還期間を 2 年の範囲内で延長することができる。

また、被災した協同組合等に対する高度化資金の償還期間について、貸付条件を変更することが出来るとともに協同組合等の共同施設等の災害復旧事業に対し、90%以内の貸付を行うことができる。

5 その他

県の制度融資

- | | |
|------------|--|
| (1) 資金名 | 長崎県特定地域振興対策資金 |
| (2) 適用 | 知事が認める災害に対して適用する。 |
| (3) 融資限度額 | 3,000 万円（運転資金は 1,000 万円） |
| (4) 利率 | 2.1%（平成 19 年 3 月 19 日現在） |
| (5) 信用保証料 | 年 0.0～1.2% |
| (6) 融資期間 | 運転資金 7 年以内、設備資金 10 年以内 |
| (7) 取扱金融機関 | 商工中金、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、西九州信用金庫、たちばな信用金庫、佐賀銀行、西日本シティ銀行、
長崎三菱信用組合、福江信用組合 |

第4章 被災者の生活確保に関する計画

（農林緑推進課、市民課、健康ほけん課、福祉課、税務課、会計課、住宅建築課）

第1節 被災者に対する職業のあっせんに関する計画

災害のため、勤務先の会社事業所、工場等の滅失等により、職業を失した者に対し、必要な就職のあっせんを行い、被災者の生活の確保を図るものとする。

1 職業安定に関する計画

（1）職業斡旋計画

災害により、離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所長は、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置を行い、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施

ウ 職業訓練受講の指示に関する特例措置

エ 災害救助法が適用され、市長から労務需要があった場合の労務者の斡旋

（2）職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果にもとづき、現地において災害復旧工事等に従事することを希望する者に対しては、当該職業に紹介し、県の他の地域又は他の都道府県を希望する者に対してはそれぞれ希望に応じた職業に紹介するようにつとめる。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

（1）証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

（2）激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、地震災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

3 被災事業主に関する措置

災害により労働保険料を所定の期限まで納付することができない事業主に対して申請に基づき必要があると認める場合は、労働保険料の納付の方法の特例措置により納付の猶予を行う。

第2節 租税の徴収猶予、減免に関する計画

1 国税の減免等の措置

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律、国税通則法、国税徴収法、所得税法、法人税法）

（1）国税の期限の延長

国税に関する法律にもとづくすべての申告、申請、請求、届出、その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

ア 延長期限の指定(国税通則法 11条 同法施行令3条)

イ 地域の指定（国税通則法 11条 同法施行令3条）

（2）所得税の減免

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律2条）

（3）給与所得者の源泉所得税の徴収猶予

（同法 3条）

2 県税の減免等の措置

県は、被災した納税者または特別徴収義務者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出（不服申し立てに関するものを除く。）または納付もしくは納入に開する期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。（地方税法）（県税条例）

（1）県税の期限の延長（地方税法20条の5の2、県税条例5条）

申告、申請、納付、納入等の期限延長 2月以内

（2）県税の徴収猶予（地方税法15条）

1年（やむを得ない場合2年）以内

（3）県税の減免（地方税法、県税条例）

ア 個人の県民税（地方税法45条）

イ 個人の事業税（地方税法72条の62、県税条例23条の2）

ウ 不動産取得税（地方税法73条の31、県税条例31条）

エ 自動車税（地方税法162条、県税条例66条）

オ 自動車取得税（地方税法669条の17、県税条例82条）

カ 固定資産税（地方税法367条、県税条例78条）

キ 軽油引取税（地方税法700条の21の2）

3 市税の減免等の措置

市は、被災者に対する市税の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置に関する計画を樹立しておく。（地方税法）

（1）市税の期限の延長（地方税法20条の5の2）

申告、申請、納付、納入等の期限延長

第6編 災害復旧復興計画

(2) 市税の徴収猶予（地方税法 15 条）

(3) 市税の減免

ア 市民税（地方税法 323 条）

イ 固定資産税（ 〃 367 条）

ウ 軽自動車税（ 〃 454 条）

エ 鉦産税 （ 〃 532 条）

オ 都市計画税（ 〃 702 条の 7）

カ 国民健康保険税、水利地益税、共同施設税（地方税法 717 条）

第3節 保険等の減免措置

1 県と国の共通業務

(1) 医療保険関係

医療保険における健康保険被保険者証再交付業務、現金給付の支給業務などを迅速に処理するほか、必要に応じ、健康保険被保険者証の提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等について、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。

(2) 保険料関係

健康保険、介護保険等の保険料に係る納期限の延長や国民年金保険料の免除について、必要に応じて措置を講ずる。

(3) その他

ア 各種届書の添付書類の簡素化を図るなど弾力的な運用に努める。

イ 災害による特例措置の実施等について、チラシの配布やポスターの掲示を行うほか、地元新聞やラジオ等を積極的に活用し、被保険者、年金受給者等への周知を図るものとする。

ウ 災害により、混乱している被保険者、年金受給者等に安心を与えるため、医療保険業務における災害復旧対策に関する周知、適切な手続き等を図ることができるよう、必要に応じて、医療保険に関する総合的な相談窓口を設置する。

2 国の業務

(1) 船員保険関係

船舶所有者の事業所等が被災したことにより、休業し、報酬を受けることができない被保険者について、失業保険金の支給の特例等の立法措置が行われる場合には関係機関との連絡調整を図りながら、法律の運用方針に沿って実施する。

(2) 年金関係

支払通知書または年金証書を亡失等した場合でも受給者が年金を受け取ることができるよう郵便局及び金融機関と調整を行うほか、年金証書の再交付業務、諸変更処理を迅速に処理するなど年金受給者が確実に年金を受給できるように努める。

また、災害により遺族となった者等を把握し、これらの者に対し遺族年金等の裁定請求を

行うよう助言する。

さらに、被災した市町村から要請がある場合には、国民年金に係る市町村窓口業務について支援する。

第4節 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付

（郵便貯金等の預金者に対する非常払渡し等に関する計画）

1 簡易生命保険、郵便年金契約者に対する非常貸付等

（簡易生命保険約款、郵便年金約款、簡易保険業務取扱規定）

簡易生命保険、郵便年金約款においては、天災、又は避けることのできない事変に際し、地方簡易保険局長（あるいは地方郵政局長）において必要があると認めたときは、特に指定した郵便局において次の取扱いをする。この場合、その取扱い期間、手続等は郵便局前などに掲示する。

- （1）保険料、年金掛金の特別払込猶予（最高6か月の範囲内）
- （2）保険、年金契約の貸付金の非常即時払（最高300,000円の範囲内）
- （3）保険、年金契約の貸付金の弁済遅滞金の免除
- （4）保険料前納払込取消しによる保険料還付金の非常即時払
- （5）保険金並びに倍額保険金の非常即時払
- （6）行方不明の被保険者に係る保険金並びに倍額保険金の非常即時払

2 郵便貯金等の預金者に対する非常払渡し

（郵便貯金法、郵便為替法、郵便振替法）

- （1）救助法が適用された区域内及びその他必要と認める区域内に対して行う。
- （2）貯金通帳、貯金証書、印鑑があるときは、他の郵便局で預けた貯金でも金額に制限なく払い戻す。
- （3）これらを紛失した場合においても取扱いを行う。
- （4）印鑑を紛失した場合は、ぼ印でも取扱う。
- （5）郵便為替・郵便振替の非常払いについても同様の取扱をする。
- （6）その他郵便貯金預者貸付、恩給などの業務についても便宜の取扱いをする。

3 郵便はがき等の無償交付

（郵便法、災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する省令）

- （1）救助法2条に規定する被害で、同法第23条第1項第1号又は第3号に掲げる救助（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）を受けるものについては、郵便はがき及び郵便書簡の無償交付を行うことができる。
- （2）交付枚数（1世帯当たり）

郵便はがき 5枚以内及び郵便書簡1枚

第6編 災害復旧復興計画

(3) 無償交付の期間、取扱郵便局、その他必要事項は公示する。

(4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(郵便法第19条の3)

4 銀行預金者に対する非常払渡し

銀行協会が災害の規模に応じ、その都度協議して非常払渡し取扱の方法等を決定する。

第5節 生業資金の確保に関する計画

1 生活福祉資金（福祉資金（旧災害援護資金））

生活福祉資金貸付制度に基づき、県社会福祉協議会が、民生委員会及び市の社会福祉協議会の協力を得て被災世帯に対し、自立更生を目的とした必要な資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

災害により住家や、主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯であること。

ア 低所得世帯であること。

イ 融資によって独立自活できる世帯であること。

ウ 蓄積資本がなく、他から借入ることができない世帯であること。

(2) 貸付限度額及び償還期限

ア 貸付限度額 原則 150 万円

イ 据置期間 半年以内

ウ 償還期間 原則 7 年以内

エ 貸付利子 連帯保証人あり 無利子、連帯保証人なし 年 1.5%

(3) 貸付条件

ア 連帯保証人 原則 1 人（※ただし、連帯保証人がいない場合も借入申込可）

イ 延滞利子 年 3.0%

(4) 提出書類（申込先：市社会福祉協議会及び担当民生委員）

ア 借入申込書

イ 世帯全員証明の住民票（3 か月以内のもの）

ウ 被災証明書（市長の証明書）

エ 所得証明書

オ 復旧工事にかかる見積書等

(5) その他

貸付限度額については、個別の状況により県社協が必要と認める場合には 5,800,000 円とし、償還年数は 15 年以内とする。

2 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金

母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づいて県が貸付を行う。

(1) 貸付対象

ア 母子福祉資金貸付金

母子家庭の母（配偶者と死別した女子であって、現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）。配偶者のない女子が不用している児童。父母のない20歳未満の児童。母子福祉団体。

イ 寡婦福祉資金貸付金

寡婦（かつて、母子家庭の母であった者）。40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者。母子福祉団体。

(2) 貸付金申込みの受付

窓口は、市役所、県福祉事務所（郡部のみ）。直接の指導、相談等については、主として各福祉事務所の母子自立支援員があたる。

(3) その他

災害による被害を受けた者に対する事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金については、その被害を受けた種類及び程度に応じて措置期間を2か年以内に延長することができ、その期間中は無利子とする。

(4) 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金一覧表（災害関連分）

資金名	貸付金額の限度	据置期間	償還期間
事業開始資金	個人貸付 2,830,000 円	1 年	7 年以内
	団体貸付 4,260,000 円	1 年	7 年以内
事業継続資金	個人貸付 1,420,000 円	6 か月	7 年以内
	団体貸付 1,420,000 円	6 か月	7 年以内
住 宅 資 金	1,500,000 円 (但し、災害老朽化等による増改築の場合 2,000,000 円)	6 か月	6 年以内 (災害7年以内)

注) 1. 償還方法 月賦又は半年賦若しくは年賦による。

2. 利 子 利率 事業開始資金 無利子
事業継続資金 無利子
住宅資金 年3%

3. 表中の据置期間は一般の湯合。

3 生活保護

生活保護法を適用する。

4 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 支給及び貸付対象

自然災害による被害のみを対象とする。

(2) 災害弔慰金

ア 市が条例によって支給

第6編 災害復旧復興計画

イ 死亡者が生計維持者の場合 500 万円、その他の者の場合 250 万円を支給。

ウ 弔慰金を支給する場合の災害の範囲

(ア) 一の市町村の区域内で住居滅失数が 5 以上

(イ) 県内の他の市町村で災害救助法が適用された場合の災害

(ウ) その他特別の場合

(3) 災害障害見舞金

ア 市が条例によって支給

イ 災害により重度の障害（労働災害補償保険法に定める 1 級程度の障害）がある住民に対し、生計維持者の場合 250 万円、その他の者の場合 125 万円を支給する。

ウ 見舞金を支給する場合の災害の範囲

災害弔慰金の場合と同じ

(4) 災害援護資金の貸付

貸付条件

ア 世帯主が負傷（療養期間 1 か月以上）し、次のいずれかに該当する場合

(ア) 家財の損害（価格の 1/3 以上の被害）及び住居の損害がない場合 150 万円

(イ) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

(ウ) 住居が半壊した場合 270 万円

(エ) 住居が全壊した場合 350 万円

イ 世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合

(ア) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

(イ) 住居が半壊した場合 170 万円

(ウ) 住居が全壊した場合 250 万円

(エ) 住居の全体が滅失し、若しくは流失し又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350 万円

ウ 利 息 年 3 %（据置期間中無利子）

エ 据 置 3 年 償還 7 年

オ 所得制限

市民税、所得割の課税標準額を世帯状況に応じ、次のように定める。

1 人世帯のときは 220 万円、2 人であるときは 430 万円、3 人であるときは 620 万円、4 人であるときは 730 万円、5 人以上であるときは 730 万円にその世帯に属する者のうち、4 人を除いた者 1 人につき 30 万円を加算した額。

(5) 国県市の負担割合

ア 弔慰金 国 2/4 県 1/4 市 1/4

イ 障害見舞金 国 2/4 県 1/4 市 1/4

ウ 貸付金 国 2/3 県 1/3 市 なし

小災害り災者に対する見舞金品の支給

(小災害り災者に対する見舞金支給要領)

長崎県民で災害により損害を受けた者等に見舞金品をおくり、その自立更生を助長する。

区分	支給対象者	金 額		
弔慰金	災害により死亡した者(その者の故意又は重大な過失によって死亡した者を除く)の遺族	死亡者1人につき 70,000 円以内ただし死亡者が主として生計を維持していた場合 140,000 円		
見舞金品	災害救助法の適用基準に達しない災害により被害を受けた世帯	り災者の程度 世帯構成	全壊、全焼、流出	半壊、半焼
		1人世帯	15,000 円	10,000 円
		2人世帯	20,000 円	14,000 円
		3人以上1人増すごとに加算する額	6,000 円	5,000 円

※この要領でいう「災害」とは県内で起った火災、風水害、その他予測できない天災地変等による災難事故をいう。

5 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

6 児童救済金

財団法人長崎県児童救済基金より、当該給付規定に基づき、被災時に児童の保護者が長崎県内に居住する被災児童に対し救済金を支給する。

(1) 給付対象

火災、風水害等による災難事故を対象とする。

(2) 救済金の種類と額

学 資 金	親をなくした被災児童が、小学校～大学等を卒業するまで給付
両親・父親の死亡	小・中学生 年 66,000 円 高校生 年 264,000 円 大学生等 年 371,000 円
母親の死亡	小・中学生 年 33,000 円 高校生 年 132,000 円 大学生等 年 186,000 円
被服文具費	住家を失ったときに給付 小・中・高校生 50,000 円
修学旅行資金	被災児童の修学旅行費用を給付(住家を失ったときは、その翌年度まで) 小学生 14,000 円、中学生 39,000 円、高校生 72,000 円
就職支度金	中・高校を卒業して就職するとき給付 50,000 円

(3) 交付申請

被災証明等を添付し、「救済金交付申請書」を市役所に提出。

第6節 住宅災害の復旧対策等に関する計画

1 住宅災害についての情報収集

市は、被害状況を適格に把握し、住宅の災害対策の万全を期するため、被害状況の如何にかかわらず、災害により住宅に被害が発生した市は直ちに県（住宅課）に住宅災害報告書（別紙様式）を提出する。

2 住宅災害の復旧対策

（1）公営住宅法による災害公営住宅の建設

ア 適用される災害

（ア）天然災害の場合は災害により滅失した住家の戸数が被災地全域で500戸以上、又は一市町村で200戸以上若しくはその区域内全住宅の1割以上

（イ）火災の場合は火災により滅失した住家の戸数が被災地全域で200戸以上、又は一市町村の1割以上

イ 事業主体

原則として地元市町村

ウ 国庫補助

災害により滅失した住宅戸数の3割以内の公営住宅を建設する場合、その工事費の2/3

（2）公営住宅法による既設公営住宅の復旧（再建設と補修）

ア 適用基準

一戸当りの復旧費が11万円以上のものを対象として一事業主体内で合計190万以上になった場合

イ 国庫補助

再建、補修共1/2

（3）独立行政法人住宅金融支援機構法による災害復興住宅の建設、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付制度

貸付の対象となる災害

独立行政法人住宅金融支援機構法に規定される機構及び主務大臣の協議により決定された災害について適用される

3 住宅の被害区分（住宅災害の報告基準）

被害の区分		被害の程度
滅失	全 壊	住宅の主要構造部の損害額が「その住宅全体の時価」に対する比率が50%以上のもの
	全流失	
	全 焼	

損傷	半壊 半流失 半焼	上の比率が20%以上50%未満
	その他	上記以外の住宅災害
床上浸水		住宅の床上以上に浸水し、日常生活を営むことができない状態

第7節 生活必需物資、復旧用資器材の確保に関する計画

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実現するため生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するため関係機関と密接な連絡協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講ずる。

1 生活必需物資の確保

被災地の販売機構等の混乱に加えて需要、供給の不均衡により物価の高騰の防止をはかるため、状況に応じ必需物資の確保を需要供給の調整につとめ民生の安定を図る。

2 復旧用資器材の確保

被災地の需要を充たし、物価、民生の安定を図るため関係機関と協力して復旧用資器材の確保に努める。

第8節 り災証明書の発行

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や、り災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に、り災証明書を発行する。

また、住家の被害認定については、国が定める「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき判定を行う。

第9節 女性の参画促進

被災地の復旧に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。

併せて、要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する。